諮問番号:諮問第193号

答申番号:答申第193号

#### 答申書

#### 第1 審査会の結論

久留米市長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った児童手当支給事由 消滅処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。) は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

#### 第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

主位的には、久留米市が本審査請求人に対して通知した児童手当支給事由消滅通知書(以下「本件通知書」という。)の処分で、再審と考察を求める。

通知した内容の保留及び猶予期間を設ける裁判を求める。

本件審査請求が意図するところのとおり該当、未成年者の監護権及び親権に関しては、高裁に即時抗告中のためである。

審査請求人の子(以下「対象児童」という。)は、審査請求人の長男であり、令和元年9月17日現在も親権は審査請求人にある。

平成29年6月29日から同年12月11日朝8時過ぎまで、審査請求人の父母の養子として審査請求人の住所地で、対象児童は生活しており、久留米市からの児童手当は、同月10日までの分は、審査請求人の口座に振り込まれるのが妥当だと思い、ここに反論する。

### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び国からの通知等に沿って、適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

1

児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)第4条第1項は、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに対し、児童手当を支給すると定めているところ、同項における監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることとされている(「児童手当法等の施行について」(昭和46年9月4日児発第495号厚生省児童家庭局長通達。以下「局長通達」という。)第2の1の(3)のア)。

審査請求人は、平成29年12月11日朝8時過ぎまで対象児童と同居しており、 同月10日までの児童手当を支給するべきであると主張していることから、審査請求 人が対象児童を監督及び保護していると主観的に認識しているのは、同月11日まで であると認められる。

したがって、審査請求人は、平成29年12月12日以降、対象児童を監護し生計を同じくする者ではなかったと言わざるを得ず、本件処分に違法又は不当な点はない。なお、法第8条第2項は、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると定めている。

審査請求人は児童手当について、平成29年12月10日までの分は、審査請求人の口座に振り込まれるのが妥当であると主張しているが、処分庁は、審査請求人に対し、平成29年12月分までの児童手当を支給しており、児童手当を支給すべき事由が消滅した月までの児童手当を適正に支給したことが認められる。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

# 第4 調査審議の経過

令和5年2月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年5月16日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

法第4条第1項は、支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又

は母であって、日本国内に住所を有するものに対し、児童手当を支給すると定めている。 同項における「監護」について、局長通達は、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることであるとしている(第2の1の(3)のア)。

審査請求人は、平成29年12月11日朝8時過ぎまで対象児童と同居しており、同月10日までの児童手当を支給すべきであると主張していることから、審査請求人が対象児童を監督、保護していると主観的に認識していたのは、同月11日までであると認められる。

したがって、審査請求人は、平成29年12月12日以降、対象児童を監護し、かつ、 これと生計を同じくする者ではなかったといわざるを得ず、本件処分に違法又は不当な 点は認められない。

なお、審査請求人は、児童手当について、平成29年12月10日までの分は審査請求人の口座に振り込まれるのが妥当であると主張している。法第8条第2項は、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると定めている。処分庁は、この定めに沿って、審査請求人に対し、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月である平成29年12月分までの児童手当を適正に支給したことが認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、 前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員樋口 佳恵

委員中島 浩